

議第六十七号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例について

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年五月七日提出

岐阜県知事 古田 肇

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年四月一日から同月三十日まで」を「令和三年五月一日から同年七月三十一日まで」に改める。

附則第三項中「知事の」の下に「期末手当及び」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与に関する条例の規定は、令和三年五月一日から適用する。

提案説明

岐阜県地方競馬組合における不適切事案に鑑み、知事の給料を減額するため、この条例を定めようとする。